

あなたにも届くかもしれない 「利用した覚えのない架空請求」に注意！

ある日突然、使った覚えのない有料電話情報、ツーショットダイヤル、ダイヤルQ2と称する情報料を請求する手紙、ハガキ、電子メールが届いたらどうしますか。利用した覚えのない架空請求が急増しています。「裁判所が許可、回収員が自宅へ」「強制執行」「勤務先を調査、給料の差押え」「信用情報機関に登録」など不安をあおるような文面。弁護士名や法律事務所名、法律名などが書かれていることもあります。「日以内」といった支払期限も気になって、あわてて支払っては相手の思うツボです。日ごろから被害に遭わない心構えをしましょう。

1.利用していなければ払わない

不安になったり、関わりたくないなどと思い一度支払ってしまうと、また新たな請求を受ける可能性があります。仮に利用したことがあっても、有料番組提供会社からの債権譲渡通知を受けていなければ債権回収業者へは利用料金を支払う必要はありません。

2.最寄りの消費生活センターへ相談してみる

利用していないと思ってもはっきりしないなら相談してみましょう。同じ文面の請求書が多くの人に届いているなどの架空請求の情報やアドバイスが得られます。

3.個人的な情報は知らせない

債権回収業者に電話やファックス、メールなどで連絡を行うことは、電話番号やファックス番号、メールアドレスなどの個人情報を相手に知らせることになり、今後電話による請求も予想されるため絶対に避けてください。

4.証拠は保管する

念のため督促メールやハガキなどの証拠は保管しておくこと。手紙が届いたら受け取り拒否をするのも一つの方法です。

5.警察へ届け出を

根拠のない悪質な取り立てを受けたり、トラブルになりそうな場合は警察に相談してください。

困ったときは、ひとりで悩まず早めに相談しましょう。相談は無料!プライバシーは守られます!

北海道立消費生活センター上川相談所 ☎ 0166-49-4089

不審ハガキの文面

国民年金保険料金払い戻し請求通達書

基礎年金番号: -

こちら社会保険庁認可通達書となっております。この度ご通知致しましたのは、貴殿の『国民年金不当受給分』についてご連絡させていただきました。誠に恐縮ですが、現在受給していただいている年金額に誤りがありましたことを深くお詫び申し上げます。

『国民年金特例法』により、現在受給していただいている国民年金の過払い分を返金していただかないと、誠に勝手ながら以後の年金の支給を停止させていただきます事となります。

つきましては、至急当局までご連絡いただきます様よろしく申し上げます。

最終受付期日 平成 年 月 日

〒150 - 0044

東京都渋谷区道玄坂1 - 15 - 3

社会保険庁特殊法人 日本国民年金協会

《代表》 03 - 3476 - 3307

受付時間 10:00 ~ 17:00 日曜、祝祭日は除く

不審ハガキの文面は、「国民年金組合」でしたが、最近「社会保険庁特殊法人日本国民年金協会」と国民年金に関係する団体を装っていますが、いずれも架空の団体です。

5月に送付された不審なハガキの差出人は、国民年金組合でしたが、最近「社会保険庁特殊法人日本国民年金協会」と国民年金に関係する団体を装っていますが、いずれも架空の団体です。

不審なハガキにご注意
ください

町民税務課 戸籍年金係
☎ 52 2145

国民年金に過払い分があり、これを返金しなければ年金の支給を停止する」というもので、不用意に連絡した方から金銭をだまし取るうとする手口です。

年金加入者に対する年金掛金の未納や年金の過払いなどに関しては、社会保険事務所以外から通知することはありません。こうした詐欺の被害に遭わないよう十分にご注意ください。

おかしいと思ったときは、役場町民税務課戸籍年金係にご連絡ください。